交通基本法
人々が交わり、心の通う社会をめざして

# 交通基本法と
# 今後の地域公共交通のあり方

国土交通省総合政策局
交通計画課長　山口勝弘
平成22年9月29日

暮らしと交通

# 交通基本法の制定に向けた視点

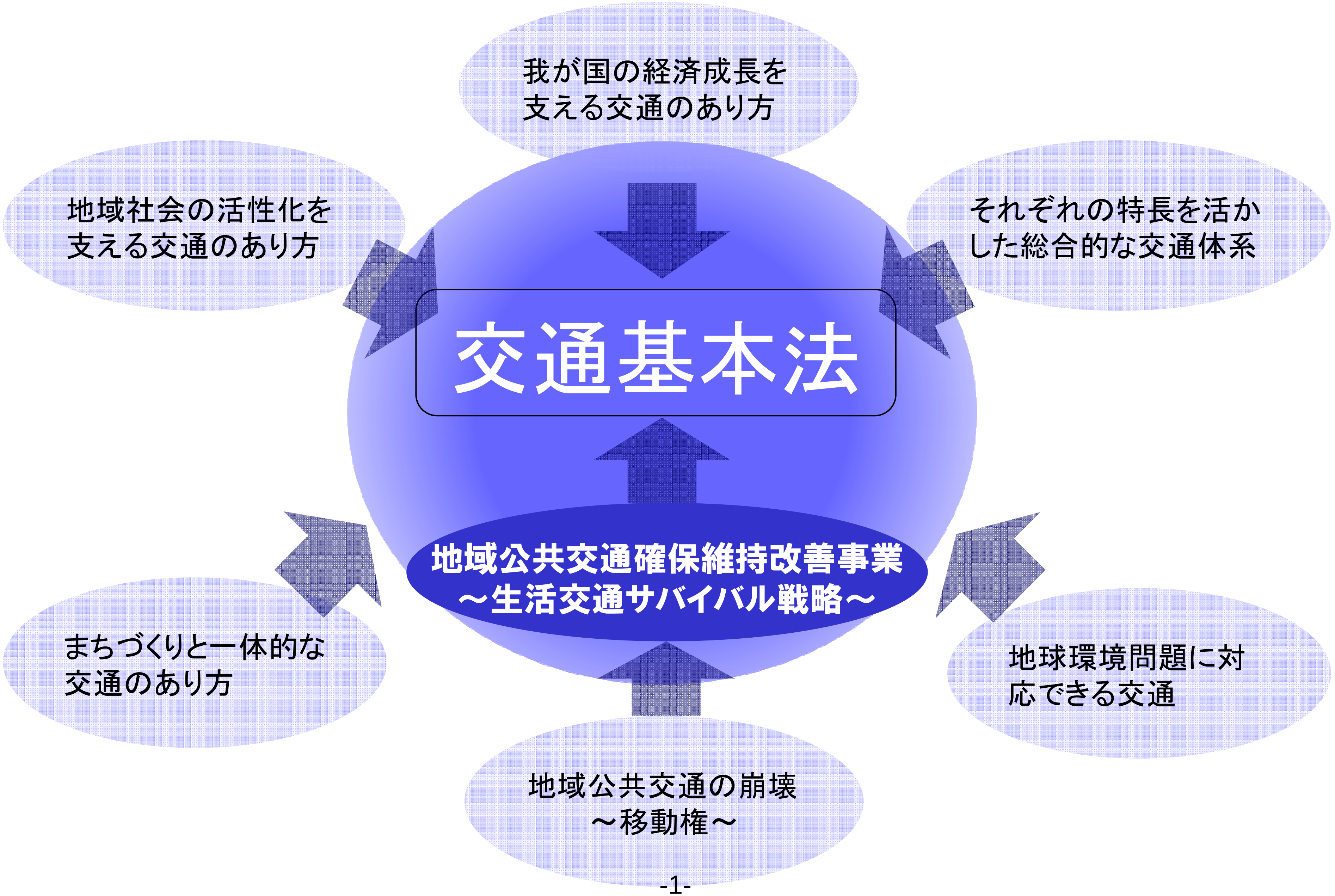

暮らしと交通

# 21世紀の社会と交通の課題

## 急速な高齢化の進行

- 65歳以上の人口は、2010年に総人口の23%を超え、2030年には総人口の32%に迫る見込み。
- 75歳以上の人口は、2010年の総人口の11%から2030年には総人口の20%に増加するものと推定されている。
- **世界に類を見ない超高齢化時代において活力のある社会を実現することが、21世紀の日本の課題。**

図1　今後の高齢者人口の推計値

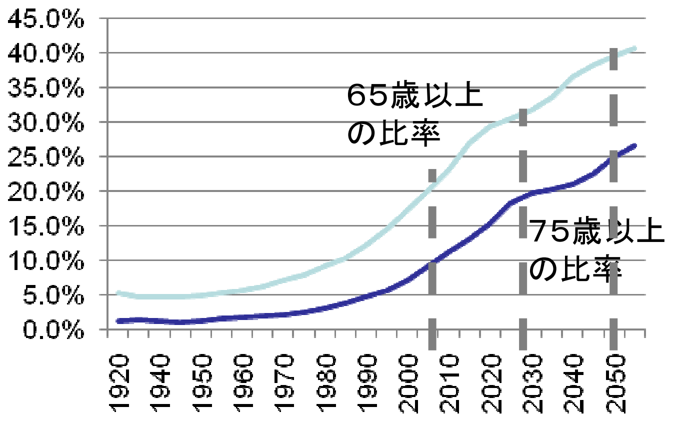


出典：国立社会保障・人口問題研究所資料に基づき交通計画課作成

## 交通の不便さが生活に影響

- 買い物に不自由を感じるいわゆる**「買い物難民」が600万人を超えると言われる時代**。
- 交通の不便さが生活に影響を及ぼし、買い物以外にも「通院」「人々の交流の機会」が制約されている状況。
- **社会参加の礎としての生活交通の確保・維持は急務。**

図2 「買い物難民」の推計値

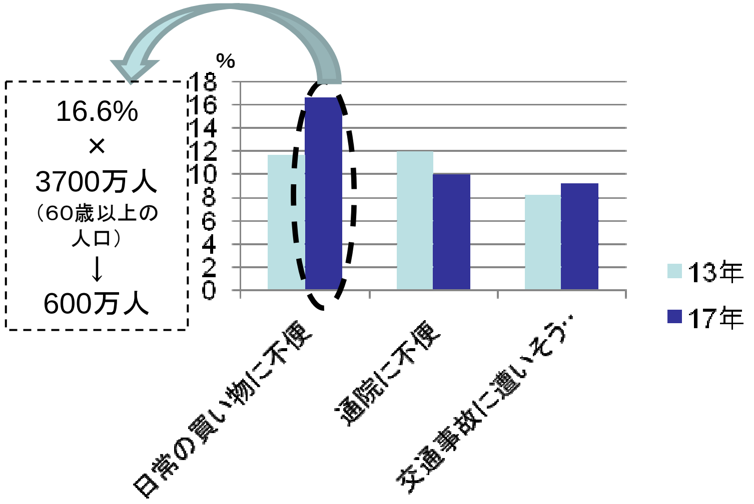


出典：「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書（平成22年5月）」

暮らしと交通

# 21世紀の社会と交通の課題

## 自家用車の利用可能性がモビリティに影響

- ■ 都市と地方のいずれにおいても**自家用乗用車を利用できる者に比べ、自家用乗用車を利用できない者の一日当たりのトリップ数が低く**なっている。
- ■ 自家用乗用車の利用可能性の有無による1日当たりのトリップ数の格差は、三大都市圏では▲16％、地方都市圏では▲26％と、**地方の方が開きが大きい**。
- ■ **二輪車、徒歩を除くトリップ数の格差は更に大きい**。（三大都市圏：1／2、地方都市圏：1／3）

図 4 自家用車の利用可能性とトリップ数（1）

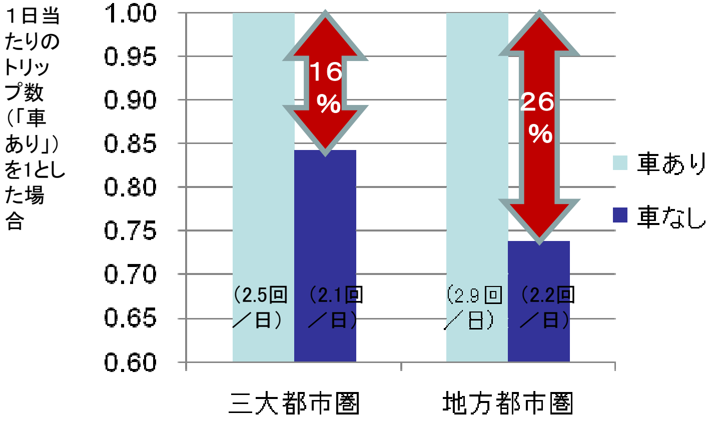


出典：平成17年全国都市交通特性調査

図 5 自家用車の利用可能性とトリップ数（2）

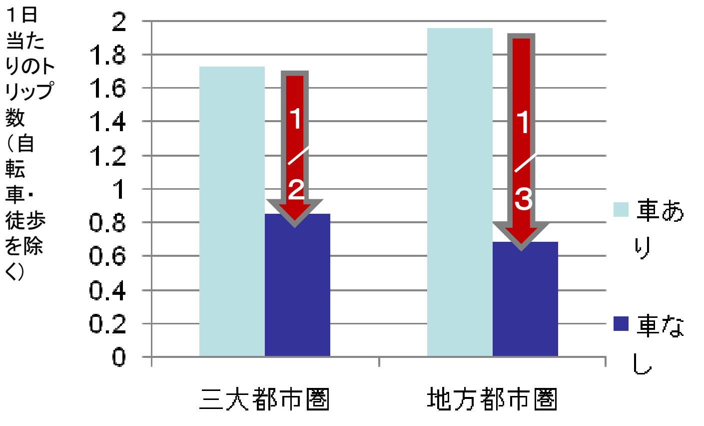


出典：平成17年全国都市交通特性調査

＜崩壊が進む地域公共交通＞

### 廃止される△△線の概要

（1）便数と利用者数
- 8往復/日
- 37,554人（H21.1～H21.12）

（2）1日の主な利用者（H22.7（平日））
- 高校生（通学） 81名
- 高齢者（通院・買い物・その他） 56名
- 通勤 5名

（3）路線延長
- 約36km

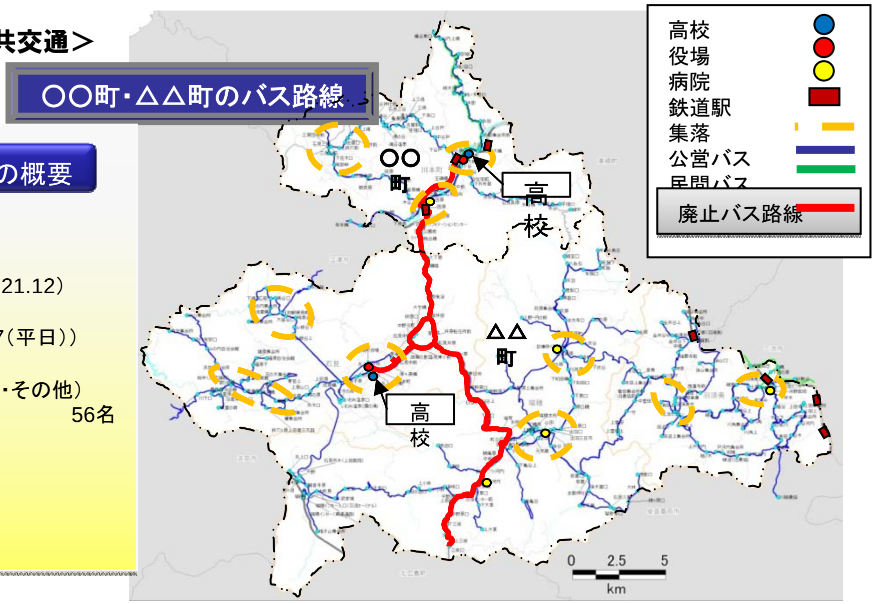

# 21世紀の社会と交通の課題

## 高齢ドライバーの安全面の問題

■ 運転操作不適切が原因の死亡事故は、高齢者がその他の者の約2倍の水準。高齢者に対し、運転免許の返納を勧める活動が各地でなされている。

■ 多くの人が運転免許を返納すると自身や家族の「足」を失うことから、代替交通手段の確保が同時に行われる必要がある。

図6　高齢化と交通事故（死亡事故）

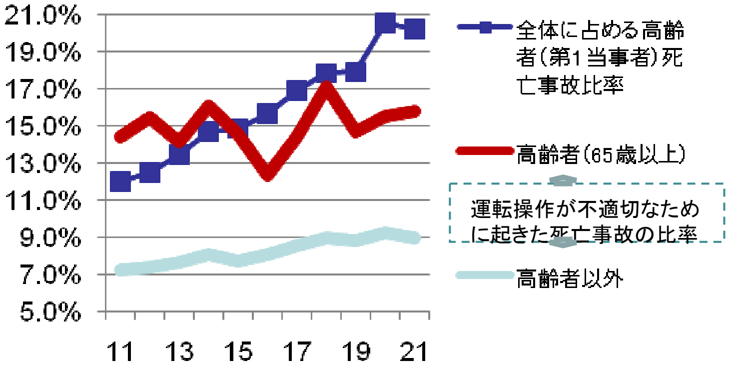


出典：警察庁交通事故統計より交通計画課作成

## 求められる交通分野のユニバーサル・デザイン

■ 高齢者、障害者等の移動制約者も含め、全ての人が移動しやすい交通まちづくりが必要。

■ 地域公共交通のバリア解消が不可欠であるが、これらの施設は必ずしも収益増につながらない。

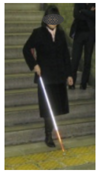

# 21世紀の社会と交通の課題

## 国の骨格をなす離島の交通

■ **離島地域では、他地域に比べ生産年齢人口比率の低下が激しく、高齢化が深刻。**
通勤・通学や高次医療施設への搬送等にも不便をきたしている。こうした状況等も踏まえ、日々の移動手段の確保・維持が求められる。

図7　全国と離島の人口の推移

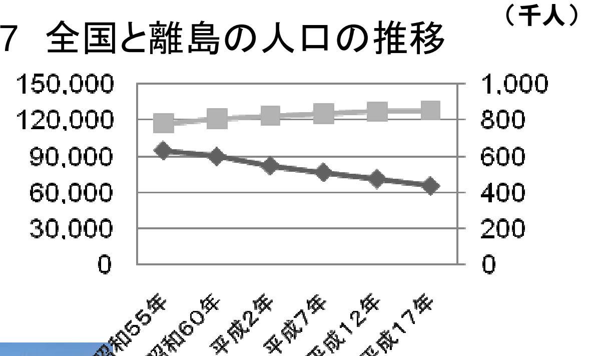

## 崩壊状態にある地域公共交通

■ **地方を中心に交通事業者の経営状況は極めて厳しく、「事業者まかせ」では立ち行かなくなっている。**

◆ 自家用車への過度の依存により、地方バス、タクシー、鉄道、旅客船等の公共交通機関の利用者は長期的に減少傾向。

◆ 特に、路線バスに関しては、三大都市圏以外の輸送人員は昭和50 年の47 億9500 万人から平成20 年の15 億8900 万人へ67％減少。

◆ 地方鉄道については、昭和62 年の4 億7300 万人から平成19 年の3 億9400 万人へ17％減少。

◆ 国内旅客船については昭和50年の1億7000万人から平成20年の9900万人へ42%減少。

■ **大都市圏を含め、バリア解消のための取組みは道半ば。**

図8　地域公共交通の輸送動向

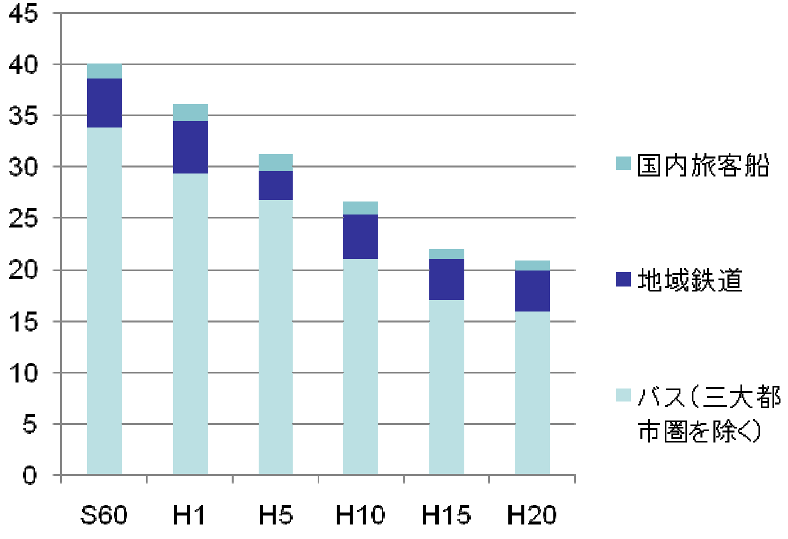


出典：国土交通省資料
注：地域鉄道のS60年度はS62年度、H20年度はH19年度の数値

# 21世紀の社会と交通の課題

## 人口非集中地区に居住する高齢者は約1050万人

・人口非集中地区の高齢者人口は今後さらに上昇し、2010年には1120万人、2020年には1310万人に達すると推計。
・また、人口非集中地区の高校生は約115万人。

## 人口非集中地区においては独立採算のバス事業は成立せず

・路線バスのうち黒字路線はわずか4分の1。
・人口非集中地区におけるバス事業の収支率は5割程度に過ぎず。

## 高齢者の旺盛な外出ニーズ

・高齢者のうち、約6割が毎日外出し、約2割が週3，4日程度外出。
・一方で、地方部では、自家用車を保有しない者の外出機会は保有する者に比べて3分の1。

## 地方部の不十分な公共交通サービス

・毎年、稚内から鹿児島までの直線距離を超える2000km以上のバス路線が廃止。
・過去10年間で635kmの鉄軌道が廃止。
・離島交通も厳しい状況。運賃も割高。

全国的に地域の生活交通の崩壊

**公共交通への不満**

**地方部の半数強、過疎地の4分の3が不満足**
（平成20年国土交通白書）

事業者まかせでは対応困難な状況

暮らしと交通

# 生活交通サバイバル戦略（23年度予算要求額：453億円）
## （地域公共交通確保維持改善事業）

移動権の保障をめざす第一歩として、全国のどこでも誰もが移動手段の確保が可能となる社会の実現をめざす取り組みを一括して国が支援する『地域公共交通確保維持改善事業（仮称）』を創設する。

**これまでの国の支援策**

- 期間限定の立ち上げ支援
- 広域幹線等に限定
- 事後的な補助が中心
- モードごとの支援が中心

これまでの支援策を抜本的に見直し

**『生活交通サバイバル戦略』（新規）**

### 地域公共交通確保維持事業

・全国のどこでも誰もが利用できる移動手段の確保が可能となる社会を実現するため、地域の交通ネットワークのうち、国による継続的な支援が必要なバス交通、デマンド交通、地域鉄道、離島航路・航空路等の確保維持について、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組みを支援

○市区町村を主体とした協議会の取組みを支援

→地域内のバス交通・デマンド交通、幹線交通とのアクセス網等の確保・維持　等

○都道府県を主体とした協議会の取組みを支援

→地域をまたがるバス交通、地域鉄道、離島航路・航空路等の確保・維持　等

### 地域公共交通バリア解消促進事業

- バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナル等のバリアフリー化等を支援
- バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等公共交通の高度化のための事業を支援

### 地域公共交通調査事業

地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査の支援等

**全国のどこでも誰もが移動手段の確保が可能となる社会の実現**

# 生活交通サバイバル戦略と既存制度の関係

＜既存制度＞

- 地域公共交通活性化・再生総合事業
- 鉄道軌道輸送対策事業費補助
- LRTシステム整備費補助
- 交通施設ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化設備等整備費補助の一部（鉄道）
- 地方バス路線維持対策
- 公共交通移動円滑化（バス）
- 離島航路補助
- 地域公共交通維持・活性化推進費の一部（離島航空路）

廃　止

抜本的な見直し

**地域公共交通確保維持改善事業**
**～生活交通サバイバル戦略～**

暮らしと交通

# 生活交通サバイバル戦略が目指す変革

## 現行制度の課題

### 交通事業者の疲弊

地域の公共交通は交通事業者の自主的な努力のみでは維持困難

### 地方分権の促進

地域の交通問題の解決には、多様な地域の関係者の参画と議論が重要

### 縦割り支援、事後的補助の限界

モード毎や事後的な補助制度のため、地域最適なネットワークの選択や効率的な運営に限界

**抜本的な見直し**

## 新制度による対応

### 地域の生活交通の崩壊

地域の移動手段の確保は待ったなしの状況

緊急の対応が必要

### 地域の自主性を尊重

多様な地域の関係者で構成される協議会における議論を経た計画に基づく事業を支援

### 経営インセンティブの付与

効率化された標準的な事業費等を前提として事前に算定された収支に基づき支援

# 交通基本法の制定に向けて

現在、<u>「交通基本法案」の次期通常国会提出に向け</u>、鋭意検討中。

○ 「基本法」のパターン

総則

・ 目的

・ 基本理念

・ 責務　　　　等

基本的施策

計画等

＊現在効力を有している「基本法」38法律（うち、閣法は17法律）は、概ね上記のような枠組みとなっている。

○ 交通基本法案の主な課題

「対象とする範囲」

「移動権の保障」

「国の責務」　　　　等

↓

様々な議論があることから、法制上の問題を含め、引き続き有識者、事業者、ユーザー等のご意見を伺いながら、丁寧に議論・検討を深めていく。

■ご静聴ありがとうございました。

交通基本法

人々が交わり、心の通う社会をめざして